

## さいたま市クリーンセンター大崎施設見学取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、クリーンセンター大崎の施設見学の際に必要な事項を定めるものとする。

### (見学対象者)

第2条 見学の対象者は次のとおりとする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者で、授業の一環として教職員に引率された者。
- (2) 一般市民、市民団体及び市内事業者。
- (3) その他クリーンセンター大崎所長が特に認めた者。

### (見学日時)

第3条 施設の見学日は、さいたま市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日までとし、見学時間は、午前9時から午後4時までとする（午後0時から午後1時を除く）。

### (見学者数)

第4条 見学者数については、原則として1回につき125名以内とする。

- 2 前項に関わらず、クリーンセンター大崎所長が必要であると認めた場合は、見学者数の上限を変更できるものとする。

### (見学の申込み)

第5条 施設の見学を希望する者は、施設見学申請書（様式1号）を記入し、前もって提出し見学の許可を受けなければならない。

### (見学の許可)

第6条 クリーンセンター大崎所長は、第5条に基づく見学の申込みがあった場合、施設の運営上支障がないことを確認し、施設見学承諾書（様式2号）を交付することとする。

### (許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可を取り消し又は中止させることができる。

- (1) 見学者が偽りその他の不正な方法により許可を受けたことが明らか

となった場合。

- (2) この要綱に違反した場合。
  - (3) 施設の運転管理上支障が生じた場合。
  - (4) その他見学が不適切と判断される場合。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるものは、施設への入場を禁止又は退場させることができる。
- (1) 発熱、咳等の症状がある者。
  - (2) 危険な物品を所持又は動物を伴う者。
  - (3) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者。
  - (4) その他、施設の運営管理上支障があると認められる者。

(係員の同行)

第8条 施設の見学に当たっては、クリーンセンター大崎職員が同行の上、施設について説明を行うものとする。

(飲食)

第9条 必要な水分補給を除き、施設内での飲食は原則禁止とする。

- 2 水分補給をする場合は、クリーンセンター大崎職員が指定した場所で行うものとする。
- 3 前各項にかかわらず、クリーンセンター大崎所長が特に必要と判断した場合は、飲食を行えるものとする。

(見学遵守事項)

第10条 見学者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定場所以外立ち入ってはならない。
- (2) 施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損してはならない。
- (3) 指定の場所以外で喫煙をしてはならない。
- (4) その他クリーンセンター大崎職員が指示した事項。

(損害賠償)

第11条 見学者は、施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

様式1号

## 施設見学申請書

		年 月 日
さいたま市 環境局 施設部 クリーンセンター大崎所長 宛		
次のとおり施設を見学したいので申請します。		
申請者	住所 又は所在地	..... ..... 電話番号 ( ) 又は代表者連絡先 ( )
	団体名	
	氏名 又は代表者	
見学希望 日時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分より 約 分間	
見学施設	クリーンセンター大崎 [ ]	
見学者 人数	大人 人 小人 人(学年 ) 合計 人	
備考		

様式2号

環施ク大第 号  
年 月 月

様

さいたま市  
クリーンセンター大崎所長

### 施設見学承諾書

年 月 日付で申請のあった当センター施設の見学について、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 見学日時           年 月 日 ( )  
午後 時 分より約 分
- 2 見学者人数 大人 人 / 子供 人 計 人
- 3 条件等
- 4 その他